

令和8年度 大阪市要約筆記者養成講座 募集要項

聴覚障がい者とその他の者との円滑な意思疎通を支援するため、要約筆記者を養成し、聴覚障がい者の自立と社会参加の促進に資することを目的に、次のとおり受講者を募集します。

★「要約筆記」とは…

聴覚障がいのある方に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことです。「話す」スピードは「書く」スピードより速いため、全てを文字化できないので、話の内容を要約しつつ、筆記することから「要約筆記」と呼びます。

大阪市は、この要約筆記の技術を習得し、会議や講演等でコミュニケーション支援の活動をしていただける方を対象に養成講座を開催します。手書きにより情報を伝える「手書きコース」と、パソコンに入力して情報を伝える「パソコンコース」の2コースがあります。

★「要約筆記者」とは…

聴覚障がい者、とりわけ難聴者、中途失聴者の方に対し、要約筆記による高度で専門的な情報保障を行う者の資格です。

※ 当講座は知識、方法等を学ぶ教養講座ではなく、要約筆記者を養成する講座ですので、以下の内容にご留意のうえお申し込みください。

1 講座の概要

大阪市の要約筆記者として登録するために必要な、「全国统一要約筆記者認定試験」への合格を目指していただくことを目的としています。（**修了要件あり**）

※ 本講座の修了者は、「全国统一要約筆記者認定試験」を受験し、合格者は「大阪市要約筆記者」として登録を行い、「大阪市要約筆記者派遣事業」に従事していただきます。

2 募集定員

手書きコース 20名程度

パソコンコース 20名程度

※ 両コースとも、過去に受講した同じコースは受講できません。

3 受講費用

(1) 受講料 **無料**

(2) テキスト **受講者の実費負担**

※ 厚生労働省カリキュラム準拠「要約筆記者養成テキスト」（税込 4,500 円（予定））

※ テキストが必要な方は、受講申込書の「テキストの購入希望」欄で「希望する」を選んでいただきますと、講座の第1回目に代金と引き換えでお渡しします。

(3) 教材等（手書き用ペン、ロール紙、パソコン用LANケーブルなど）

受講者の実費負担

4 講座の日程及び内容等

(1) 講座日程（予定）

令和8年5月28日（木）～12月10日（木）13時～17時 全21回（84時間）（予定）

※ 受講判定試験 5月 14日

※ 講座開催日 5月 28日

6月 4日、11日、25日

7月 2日、23日、30日

8月 6日、27日

9月 3日、10日、24日

10月 1日、8日、22日、29日

11月 5日、12日、26日

12月 3日、10日

(2) 場所（予定）

大阪市長居障がい者スポーツセンター

〒546-0034 大阪市東住吉区長居公園1-32 電話 06-6697-8681

※ 詳細は、受講判定試験の結果と合わせてお知らせします。

(3) 内容 聴覚障がいの基礎知識、社会福祉の基礎知識、要約筆記に関する講義・実技など

(4) 受講に係る遵守事項

本講座を受講するに当たり、以下の事項について遵守してください。遵守されない場合は、本講座の受講等をお断りする場合があります。

(ア) 講座の目的及び趣旨を理解し、誠実に受講すること

(イ) 本講座の運営に関して妨げとなるような行為を行わないこと

5 受講判定試験について

基礎的な日本語レベルやタッチタイピングによる文章入力レベルなどをはかる試験を実施します。

(1) 日時 令和8年5月14日（木）午後1時～3時

(2) 場所 大阪市長居障がい者スポーツセンター

※ 詳細は、4月下旬までに郵送でお知らせします。

※ 受講判定試験の結果は、令和8年5月22日（金）頃までに通知します。

6 受講判定試験の受験対象となる方

以下の(1)(2)の両方を満たす方が対象となります。

(1) 大阪府内に居住又は勤務されている方

(2) 全国統一要約筆記者認定試験合格後に大阪市要約筆記者として活動が可能な方

※ なお、パソコンコースの方は以下【1】～【3】の要件が必須です。

【1】 講座にノートパソコンを持参でき、ファイル保存等の基本操作ができる方

ノートパソコンの条件 ① OSはWindows11のみ ② Mac・タブレット不可

【2】 タッチタイピングにより1分間70文字程度の文章入力ができる方

【3】 インターネットができる環境にあり、メールができる方（要セキュリティ対策）

7 申込方法及び問合せ先

(1) 提出書類

ア 受講申込書（必要事項を記入したもの）

イ 作文

(ア) 文字数 400 字以上、800 字以下

(イ) テーマ「要約筆記者養成講座を受講しようとした動機」

※ 内容及び要約筆記を学ぶために必要な基礎的な日本語による文章作成力等を評価します。

※ 郵送による申込みの場合は、マス目のある原稿用紙を使用し、1 行目から本文を書き始め、裏面には必ず氏名を記入してください。

(2) 提出方法

ア インターネットによる申込み

(ア) 大阪市ホームページから「令和8年度大阪市要約筆記者養成講座」で検索

(イ) タイトル「令和8年度『大阪市要約筆記者養成講座』受講生を募集します」にアクセスし、「大阪市行政オンラインシステム」から申し込んでください。

イ 郵送による申込み

（送付先）

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 要約筆記者養成講座担当

電話 06-6208-8072（平日 9 時～17 時 30 分）

8 申込期間 令和8年3月1日（日）～3月31日（火）【必着】

9 大阪市要約筆記者への登録について

大阪市要約筆記者に登録するには、年1回実施される「全国統一要約筆記者認定試験」（筆記試験及び実技試験）を受験し、合格する必要があります。

※ 令和8年度講座修了者は、受験費用を免除のうえ、令和9年2月実施予定の試験を受験していただきます。

10 その他

(1) 本事業は、一般財団法人大阪市身体障害者団体協議会に委託しています。

(2) 本事業の実施に際し、案内文の発送、講座の開催等は上記受託団体から行うことがあります。

(3) お預かりした個人情報は受託団体と共有しますが、本事業の遂行のためにのみ用い、法律に基づくものでない限り、他の用途には用いることなく適切に管理します。